第十九条第一項	接続検討料収益」という。）	接続検討料収益」という。）（額が変動する場合に限る。）	
	変更賦課金収益」という。）	変更賦課金収益」という。）（額が変動する場合に限る。）	
第十九条第二項の表、第二十一条第二項の表及び第二十二条第二項の表	第十三条	法第十八条第一項の規定により認可を受けた託送供給等約款（第二十五条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）で設定した料金を算定した際に第十三条	
第二十条第二項	第十一条第一項	法第十八条第一項の規定により認可を受けた託送供給等約款（第二十五条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）で設定した料金を算定した際に第十一条第一項	
第二十条第三項の表	第十三条	法第十八条第一項の規定により認可を受けた託送供給等約款（第二十五条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）で設定した料金を算定した際に第十三条	
第二十条第五項	第十二条第六項第一号	法第十八条第一項の規定により認可を受けた託送供給等約款（第二十五条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）で設定した際に第十二条第六項第一号	
第二十一条第一項	追加項目	変分追加項目	
第二十一条第一項各号及び第二十二条第一項各号	第八条	法第十八条第一項の規定により認可を受けた託送供給等約款（第二十五条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）で設定した際に第八条	
第二十一条第一項各号	第四条	法第十八条第一項の規定により認可を受けた託送供給等約款（第二十五条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）で設定した料金を算定した際に第四条	
第二十二条第一項	貸方）	貸方）のうち額が変動するもの	
前条第一項	料金収入	料金収入の変動分	

第四章　インバランス料金の設定

第二十七条　インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる値を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）として設定しなければならない。

一　一般社団法人日本卸電力取引所（以下この条において「卸電力取引所」という。）が開設する次のイ及びロに掲げる卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該イ及びロに掲げる卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額

イ　卸電力取引所の業務規程に規定するスポット取引を行うための卸電力取引市場（ロ及び次号において「スポット市場」という。）

ロ　スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後に売買取引を行うためのもの

二　次のイに掲げる価格（当該価格が次のロに掲げる価格を上回る場合にあっては当該ロに掲げる価格とし、当該イに掲げる価格が次のハに掲げる価格を下回る場合にあっては当該ハに掲げる価格とする。）をスポット市場における売買取引の価格で除して得た値として卸電力取引所が公表する値

イ　スポット市場において行われた三十分を単位とする電力の買入れに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の第一条第二項第二号イからハまでに規定する電気の供給の量を合計した量を加えた数量の電力の買入れに係る入札（以下この号において「買入入札」という。）及びスポット市場において行われた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の同項第二号イからハまでに規定する電気の買取りの量を合計した量を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下この号において「売渡入札」という。）が当該スポット市場において行われたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格

ロ　スポット市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行われたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の百分の二十が買い入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が低いものから順に売渡しが行われたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の百分の二十が売り渡されることとなる価格を平均した価格

ハ　スポット市場において買入入札の価格が低いものから順に買入れが行われたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の百分の二十が買い入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が低いものから順に売渡しが行われたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の百分の二十が売り渡されることとなる価格を平均した価格

三　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除して得た額

イ　次に掲げるいずれかの額

(1)　最近の自らが行う電気の供給に係る水力発電費及び火力発電費（離島供給及び電気の周波数の値の維持等であって離島以外の供給区域に係るものに要した費用を除く。）であって販売電力量によって変動するものの合計額及び最近の自らが行う電気の供給に係る他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）（水力発電設備及び火力発電設備の発電に係る電気に係るものに限り、離島供給及び電気の周波数の値の維持等であって離島以外の供給区域に係るものの用に供するためのものを除く。）であって販売電力量によって変動するものの合計額の合計額を、最近の自らが行う電気の供給に係る水力発電設備及び火力発電設備の発電に係る電気（離島供給及び電気の周波数の値の維持等であって離島以外の供給区域に係るものの用に供するためのものを除く。）の量及び最近の自らの電気を供給する事業の用に供するために一般送配電事業者が他の者から受電した水力発電設備及び火力発電設備の発電に係る電気（離島供給及び電気の周波数の値の維持等であって離島以外の供給区域に係るものの用に供するためのものを除く。）の量を合計して得た量で除して得た額